

も、何千種類に及ぶ消費生活用品の安全性について確認できる消費者は数多くはないはずだと思ひます。

私どもの団体では、かねがねどんな消費者でも安心できるための法律ができるものかと、消費学習の中で話しておりました。この法案は、専門家の先生方がごらんになればまだまるいと思われるに違いありませんが、産業構造審議会の消費財安全対策小委員会委員として末席を汚し、一回余にわたって二十余人の委員がそれぞれの立場から安全性確保と向上対策について真剣に審議し、早教授宇野政雄教授が委員長として答申したものでございます。したがって、多少不備の点があるとしても、消費者代表としては早急に成立をお願いしたい所存でございます。

次に、産業構造審議会の審議のポイントについて述べたいと思います。まず、国と民間の役割りが第一点でございます。民間としては、製品の安全性確保を企業の第一の責任とし、自主的にその向上体制をつくり出すということです。第二点は、国は一般消費者の生命、身体に対する危害防止を基礎的な責務とし、國みずからが安全基準を作成し、規制をする必要があるということがあります。

第三には、新規品の安全性でございますが、新規品が次々と開発されますが、大きな危険性が存在する可能性がございます。これに対しては常時安全制についてチェックを行なうこと、また、万一事故が発生した場合は販売停止、回収命令等必要な措置をとる必要があること、つまり緊急命令を出すことをしてほしいということでござります。

令を出すことをしてほしいということでござります。

第四番目は、安全基準の水準でございます

が、たとえ誤った使い方をしても、消費者が間違いややすい使用状況であれば、通常の使用状況と言えるわけです。安全基準の見直しの頻度でございますが、これも技術の進歩のテンポから見て、新たな危険性のおそれも生じますので、ひんぱんな安全基準の見直しが必要ではないかということでおざいます。

五番目は、被害者救済制度の創設をしてほしいということでございます。従来は買取手御用心といふわけで、消費者が運が悪かったんだということがあきらめてまいりました。一つには、メーカーが財政的な基盤が弱かつたということもあるかもしれません。しかし、消費者権利意識からいえば、売り手御用心という時代になりました。そこで保険制度をつくり、被害者に対し、最高少なくとも一千万円くらいの限度で見舞金を出してやるべきではないだろうかというようなことも出ました。被害者を救済するために公正な機関による被害者救済制度を創設する必要があるということです。

第六番目は、消費者としては製品の安全性確保については強い关心を持っており、消費者の意見を反映させるようなシステムの確立の必要性があります。既存取締法の例から見て、國の規制があつても安全基準に合致しない危険な製品が出回ることがあります。たとえば電気製品などはその一部でございます。また、安全基準に合致しないで消費者に危害の及ぶおそれのあるとき、業者に対して回収命令等必要な措置を講じさせる体制の確立の必要があるということです。

以上、非常に簡単に申し上げましたが、最初に申し上げましたように、ぜひこの法案を早急に通していただきたいということをお願いしたいでござります。

○浦野委員長 次に、渡辺参考人にお願いいたしました。

この法律案につきまして、消費者問題に携わっている者としての立場から感じましたとの所見の一端を述べさせていただきます。

御承知のとおり、最近の消費ブームと技術革新に伴いまして、市場には複雑で高性能な新製品が続々と売り出されております。また、既存品におきましてもモデルチェンジが激しく行なわれていますが、これも技術の進歩のテンポから見て、新規品が弱かつたということもあるかもしれません。しかしながら、私たちの消費生活、いわゆる豊かな生活に役立つてまいりました。しかししながら、先ほど大友参考人が申されましたように、このような多種な製品につきまして、私たち消費者みずからがこの安全性を事前に確かめて購入するといふことは非常に困難な状態でございます。

本来、産業界におきまして必ず心しなければならないことは、かつては商品をつくれば売れたといふ時代でございますが、現代におきましては、まず安全性を十分に備えた商品でなければ売れませんことは、かつては商品をつくれば売れたといふ時代でございますが、現代におきましては、まず安全性を十分に備えた商品でなければ売れないという時代でござります。一部の小さな泡沫的な商品をつくつてすぐ消えてしまうというような泡沢社会ならともかくとしたしまして、永続的な発展を願う企業ならば、このような重大な人身事故を起こすようなことがございましたら、その企業にとりましては、その商品はまさに命取りになるはずです。しかし、それでもかかりにその欠陥によりまして重大な人身事故を起こすようなことがございましたら、その企業にとりましては、その商品はまさに命取りになるはずです。

かかるまでは、残念ながら現在の産業界の一部におきましては、いわゆる安全指向、安全性を十分に備えた商品をつくり出すという姿勢がまだだ不十分な点が見受けられる状態でございます。諸先生方も先刻御高承のとおりと思いますが、かって目を保護することを目的とみておりります。サングラスが、逆にその製品に欠陥がございましてそれをいためる、こういうようないわゆる欠陥サングラスが出ておりました。あるいは子供用の玩具でございますが、たまたま勢いよく飛び出しまして、それによってがをする危険なおもちゃのピストル、こういうようないわゆる危険な商品がござります。

私どもの日本消費者協会は、昭和三十六年九月、いわゆる商品についての公正な情報を一般消費者に提供すること及び啓発教育を通じまして、消費者の利益を保護することを目的として設立された商品テスト、それから苦情処理を含めた教育啓発事業、そしてこれらを受けまして一般消費者に商品テストの内容につきまして知らせるための出版事業、これを大きな柱としていわゆる消費生活に役立つてまいりました。しかしながら、商品テストと直接相談室というものの健全な発展をはかつてまいりました。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、商品テストと使用テストをやっておりますが、安全性的の試験につきましては特に力を入れている状態でございます。

その経験から申し上げますと、かりに電気製品で、商品テストと使用テストをやっておりますが、安全性的の試験につきましては特に力を入れて、私たちの商品の比較テストを実施いたす場合に、科学テストと使用テストをやっております。また、当協会におきまして、直接相談室というものを設けてございます。それ以外に全国百ヵ所に窓口を設けておりまして、いわゆる各種商品の安全性、機能、品質に関する一般消費者からの苦情を受け付けまして、正しい商品選択のための情報を提供いたしておられます。そうしまして、苦情その他であがつてきました消費者の声を生産者あるいは販売者に伝えまして、また改善していくたやすくというような方法によりまして、消費生活の健全化に力を入れてまいりました。

皆さまもあるいは御記憶のことと思いますが、かつて新聞紙上を大きくござわしましていわゆる瞬間ガス湯わかし器でございます。あの欠陥事故は相当大きな反響を呼びましたが、あれの発見されました端緒といいますのは、一般消費者からの苦情がありまして、それを私たちが調べておりま

した結果、重大な欠陥があるということがわかりました。

この欠陥がありましたことによりまして、当時約十一万台くらい出回っておりました瞬間ガス湯わかし器をガス会社において回収した次第でございます。

このような状況を思量いたしますと、まだまだわが国におきまして消費者が満足できる水準と範囲におきまして、各種製品の安全性が確保されていないというのが現状でございます。このようないとき、政府におきましても、消費者の立場に立ちまして危険製品、欠陥製品の取り締まりに本腰を入れられることになりました。本法の制定を契機いたしまして、いわゆる消費者向け製品の完全性が総合的に確保されようとしておりますことは、私ども消費者問題に携わっております、取り組んでおります者としてはまさに喜ばしい次第でございます。

今国会にはいろいろな問題が山積されているようでございますが、こういうじみではございますが、ほんとうに消費者のためになる法律案は、大友参考人と同じでございますが、一刻も早く成立させていただければはなはだ幸いに存する次第でございます。何とぞ諸先生方、皆さま方に心からお願い申し上げる次第でございます。

ただ、こう申し上げましても、この法律を生かすも殺すもいわゆる運用一つでございますので、私ども消費者問題に携わっております者といたしまして、本法の運用につきまして十分御配慮を願いたい点を若干申し上げさせていただきたいと思ひます。

その第一は、安全な消費生活の実現をはかるためには、何といましても事故の未然防止をはかることが最も肝要かと思われます。このため、本法では、特定製品についての事前検査制度あるいは自主製品についての安全性の認定、緊急命令等、いろいろな措置が講ぜられておりますが、このほかにも試験検査、新製品の安全性の確認テスト、組織的な苦情処理等の施策を一そく拡充強化、危険な製品の流通を未然に防止していくた

きたいと思います。

第二は、製品安全協会が行ないます消費生活用製品の安全確保及び被害者救済制度は、製造事業者等の申し出を受けまして適用されるようになつてゐるようですが、その意味では、いわゆる任意的なものでございます。しがしながら、政府にお願い申し上げたのは、一般消費者の保護の観点から、せつかく安全基準をつくりまして

も、加入するメーカー、参加するメーカーが少なければ、いわゆる仮つくつて魂入れずと申しますか、そういうことになりますので、積極的に協会の行なう事業に加入するよう行政指導をお願い申し上げたいと思います。

第三は、製品に基因する事故を未然に防止するためには、メーカー等が製品の安全性の確保、向上をはかることはもちろんでございますが、このほかにも、いわゆる表示によりまして、消費者の注意を喚起したり、あるいは製品の安全性、品質機能、取り扱い方法等についての正確な情報や知識をぜひ消費者や販売者に提供することがきわめて重要であると思ひます。このため、すでに施行されております家庭用品品質表示法の運用の抜本的強化を願い、一般消費者、消費者団体、学校、生産者等に対し、それぞれ適切な資料や情報を提供願ひまして、多角的な啓発活動、教育の推進に供願ひまして、事業に対し、積極的に協力してまいる所存でございます。

○竹内参考人 竹内でございます。
政府は、去年の割賦販売法の改正に続きまして、今年度、消費生活用製品安全法という消費者保護の観点からの立法を出してこられたわけで、いままで業界寄りといわれていた通産省としては、私は、非常に大きな変身をしたと思っておりますけれども、この法律を読む限りにおいては非常にけつこうなことが盛られております。おりますけれども、この内容は大体行政運用にまかされていなかったことはすべて役所がやるというたて充実をはかつていただきたいと思います。

それから、最後にお願い申し上げたいことは、

今後特定製品にしろ自主製品にしろ、もうすでに予定されている品目もあると思いますが、その安全基準の実施にあたりましては、それぞれどの製品が早くやる、どの製品がもうちょっとあとでいるようですが、その意味では、いわゆる任意的なものでございます。しがしながら、

政府にお願い申し上げたのは、私たちどうもはまつ先に取り上げていただきたい。かりに児童がある玩具なら玩具の欠陥によりましてけがをしまつて、顔なら顔にけがをしてその後遺症が残る。このういうようなことになりますと、その児童が少女がその少年少女の精神的な負担になり、ひいては人格形成に大きな影響を与えるかもしれません。この意味におきまして、現在、製品安全センターというのがございますが、最初に取り上げました品目がいわゆるベビーカー、乳母車といいます。この意味におきまして、現在、製品安全センターというのがどういう手順で行なわれるのか

セントラルというものがございますが、最初に取り上げました品目がいわゆるベビーカー、乳母車といふことを見せておきますが、まことに私としてはけつこうなことを感じてお願い申し上げる次第でございます。

以上、簡単でつたない意見で申しわけございませんでしたら、私の所見を述べさせていただきたい、こういうように思つてお願い申し上げる次第でございます。

以上、簡単でつたない意見で申しわけございませんでしたら、私の所見を述べさせていただきたい、こういうように思つてお願い申し上げる次第でございます。

第一に、第二条の「定義」のところで、この法律で扱う商品の範囲が書かれておりますけれども、この抽象的な文句だけでは、私たちどうもはつきりしない。特に今まで、たとえば電気用品をはかるための規制がなされておりますけれども、そういったものと、この法律とのなわ張り調整といったものがどういう手順で行なわれるのか

と思います。
第一に、第二条の「定義」のところで、この法律で扱う商品の範囲が書かれておりますけれども、この抽象的な文句だけでは、私たちどうもはつきりしない。特に今まで、たとえば電気用品をはかるための規制がなされておりますけれども、そういったものと、この法律とのなわ張り調整といったものがどういう手順で行なわれるのか

と思います。
第一に、第二条の「定義」のところで、この法律で扱う商品の範囲が書かれておりますけれども、この抽象的な文句だけでは、私たちどうもはつきりしない。特に今まで、たとえば電気用品をはかるための規制がなされておりますけれども、そういったものと、この法律とのなわ張り調整といったものがどういう手順で行なわれるのか

及ぼすそれが多いと認められる製品で政令で定める「云々とありますけれども、これは運用次第で、非常に限定的、制限的に運用されますと、私たちの安全は確保されない。ですから、この点にたとえば、昨年夏、私どものところへ苦情が持ち込まれましたコカコーラのびんの破裂による事故、こういったものは、その前の年、おとしにそういう事故が起こって、びんのつくり方を変えたということ売り出したところが、それがまた破裂事故を起こしておる。そして目がぶれた後遺症の残るようなのがが起こつておる。ああいつたものについて、どうして事故が起こつてからやつと取り組むというようなことをされたのか、これは私たちにとって非常に不信感の種なんです。そういうことが起こるであろうということは予想されるわけですから、そういう事故が頻発してから特定製品に指定するという後手に回るようなことは絶対にやつていただきたくないということをお願いしたいわけです。

それから、さつきもお話を出ましたが、子供用の製品、たとえば子供用の自転車ですね。あれのブレーキは小さい子供の握力ではなかなか急に止めることができないようなブレーキがつけられているらしいです。これはある自転車屋さんが私に言つてくれました。こういった点についてはいまのところ販売しなんだ、だから子供が自転車を乗り回して急ブレーキをかけようと思つてもだめなんだというわけです。こういう点についても、早急に安全基準をつくつていただきたいということをお願いをしたいわけです。

それから次に、第三条の品質基準については、消費者というものが完全な知識を持ち、完全な能力を持つているものという前提でこういった安全についての品質基準がきめられますと問題を生じがちだ。ですから、完全な消費者を前提としたような安全基準であつては困りますということです。逆に言うならば、不完全な消費者、わりあい

注意力のない消費者が多いのですから、そういうにあつたことなんですかれども、東京瓦斯が表示がしてあるからといって責任をのがれようと申しますと、これは四十五年の暮に全然燃焼を起こして事故が起つておる。そういうにあつたことなんですかれども、東京瓦斯が表示がしてあるからといって責任をのがれようと申しますと、それは赤外線ガスストーブ、これのある機種について、ガスせんを半開きにして使つていて、表示がしてあるからといって責任をのがれようと申しますと、それはガスコンロはそういう使い方をしております。それと同様な者がガスストーブを使つて、不完全燃焼で事故を起した。これはまだ現にそういうものが消費者のところに出回っているのです。そういったものにつけて東京瓦斯にものを申しますと、パンフレットに書いてある、これは全開にして、全部開いて御使用くださいと書いてあるから、そのとおりやつてくれれば、そういう事故は起こらないのだ、こういう説明なんです。そういうことは、ああいう説明書を一々読んで使うという人は、よくよく注意深い人でないとなれば、普通の注意力で多かったわけですかれども、こういうことでは、こういう事故というものはなかなか根絶できない。そういう意味で、一見酷なようでありますけれども、こういうことをやつた場合には実態を広く消費者に知らせる、あるいは同業他社に知らせることをお願いをしたいわけです。

それから次に、第三章の製品安全協会につきまして申し上げたいのは、四十五条の発起人、それから五十一條の役員、それから五十九條の評議員、こういった人たちに業界人は入れないほしいうことをお願いをしたいわけです。そういう業界人がいままで学識経験者というような名目のものに入つておりますと、私たち消費者にとっては、そういうことだけでもつてその団体に対する不信感が出てくるわけです。何もその人がやりっぱでないという意味じゃありませんけれども、やはり疑わしいようなことはしていただきたくないという意味で業界人は入れていただきたくないということを申し上げたい。と同時に、お役人が天下り人事でもつてあまり熱心でない人がそういうところへたらい回し的にポストを占めていいかげんな仕事をやられても、これもまた困るわけで、

う見直しを必ずやついただきたいということを希望したいのです。それから次に、二十八条の特定製品の設備の定期検査、これも一年一回以上、頻度を上げていたとえれば、これは省令できることになつておるだけだ。これは省令できることになつておるだけれども、頗るいとわざにひんぱんにやっていただきたいということです。

それから次に、これは役所の行なう行政措置、たとえば三十条の改善命令、三十二条の承認の取り消し、それから三十五条の危害防止命令、八十二条の緊急命令、こういった役所がとる行政措置については必ず公表する。今までの取り締まり法規の運用を見ておりますと、始末書をとつて、以後注意しろということだけで済ましておる。外部に公表すると業者が迷惑するというような配慮から、公表をしないで済ましておるということが多かったわけですかれども、こういうことでは、こういう事故というものはなかなか根絶できません。そういう意味で、一見酷なようでありますけれども、こういうことをやつた場合には実態を広く消費者に知らせる、あるいは同業他社に知らせることをお願いをしたいわけです。

それから、六十三条五号の資金の交付、これは一律三十万円となっておりますけれども、三十万円ではいかにも少額で、この金額ももつと上げていただきたいということです。

それから、これは大事なことだとと思うことは、業者が、こういう制度があるからといって、被害者に対する損害補償をもうあれでおしまいだ、あとは知らないぞというような態度を絶対にとらないように、これは強力な行政指導をぜひお願いをしたいわけです。これは、昨年夏にコカコーラが破裂をして、それで事故を起こしたときに、コカコーラ会社は、保険会社からその補償はするのだからといって、全然親身になってその被害者に對する配慮をしなかつたという実例がございまます。こういうことになつては、非常に消費者にとっては困ることなので、これはぜひお願いをしたいと思います。

それから次は、八十二条の「緊急命令」ですが、これは申しまでもないことですかれども、彈力的に臨機にどんどんやつていただきたいということを申し上げたいと思ひます。

それから、八十三条の特定製品の業者に対する「報告の徵収」、次は八十四条の「立入検査」、こ

せつかくつくるならば、ほんとうにこの安全協会が消費者のために実質的な仕事ができるような人材構成を配慮をしていただきたいということです。

ういった行政官庁の監督権の発動なんですが、この監督権を発動する端緒はどうしてつかむのかと

いう点が私たちはつきりいたしません。通産省のお話では、この新年度から私書箱を設けてどんどん消費者の苦情を受け付けるのだ、それによつて端緒をつかむというお話をなんですかけれども、私たちにはまだお役所に対する信頼感というものが持つておりません。ですから、そういうことをやつて、そのとおり親身になって取り上げてくれるかどうかという点は、はなはだ私たちは心もとなく思つてゐるわけなので、そういう意味で、端緒をどうしてつかむのかという点について私はちは不信感を持つております。

う商品をつくるときには、みずからのがれでそういう商品をつくり出すことが企業の当然の姿勢だらうと思うわけでござりますが、なかなかそういうかないとすれば、新製品につきまして事前の、国なら國、業界なら業界、どちらでもよろしいと思ひますが、なるべく國のほうにおきまして事前検査といいますか、そういう措置を講じていただくほうがベターだらうと思います。

○中村(重)委員 竹内参考人に二点についてお尋ねをしてみたいのです。

御承知のとおり、現在政府の苦情処理体制というのがあるわけですね。消費者の意見というのがこの苦情処理体制の中に反映しているかどうかといった点。

それから、国の欠陥商品に関する監視体制というのもあるわけですが、この監視体制というのは現在の程度でよろしいのかどうか。問題点としてあなたがお考えになつた点があるんだろうと思うのですが、一応伺つてみたいと思います。

○竹内参考人 いままでの政府の機関、特に消費者からの苦情処理体制と申しますと、都道府県の消費生活センター、ああいうところに苦情処理の窓口がございます。ですけれども、そういうところのいままでの運用を見ておりますと、行政といふところは中立なんだ、ですから特に民事事件といいますか、そういうた關係のことについてはタッチしないという傾向がいままで強かつたわけなんです。ですから、いろいろな苦情を持っておりましても、お役所へ行つてもどうせだめなんだろうといって、泣き寝入りして寄りつかないという傾向が強かつたと思ひます。

それから、いまのこの法律に関連して申しますと、安全を害されたといった場合の苦情についても、これは第一次的には業者に言つていくのです。業者に言つていきますけれども、たとえばそれはセールスマニに言うとか、営業の窓口に言うとかいうようなことで言ひますけれども、さつきもコカコーラの例を申しましたけれども、営業所の人間が来て、お見舞品ですといってコカコーラ

の一篇を持ってくるだけで、それで終わって、あとは保険会社がやりますというような、被書者の気持ちを全く知らないような処理のしかたが行なわれている。ですから消費者は、とにかくこういう目にあった場合にはもう百年目だというような気持ちは、現段階では非常に強いのではないかと思うわけです。

それから第二点の監視体制につきましても、先ほどちょっと申しましたけれども、これは通産省関係とは申しませんけれども、業者がそういう事故を起こした場合に、始末書で済ましてしまう、そしてそれを公表しない、そういう傾向がわりあります。強いと思うのです。ですからこれは、始末書を取りればその業者だけは以後はやらないと約束するでしょうけれども、またやつたてもう一ぺん始末書を出せばいいんだというような、非常に安易な気持ちで仕事をやる傾向があるのではないか。これはやはり私が先ほど申し上げましたように、公表することによって社会的制裁を加えるといふことが一番効果的なではないかというようになります。

はそれについて期待をしているわけです。
しかし、いままでまことにその点はますかつた
だと思うのです。先ほども申し上げましたけれど
も、おもちゃの問題で、安全マークがついている
からいいかと思えばそれが安全でなかつたとか、
いろいろそういう例がございますので、やはりチ
ックする必要があるのではないか。ただ、政府
が全部やるといいましても、これは非常な人件費、
予算が必要なことでござりますから、私たち消費者
とするならば、どんなおろかな消費者でも安全で
あるのだ、そんな安全マークがつかなくとも安全な
なんだといって買えるような商品をほんとうは出
していただきたいわけです。それには予算とか、
人件費というものが伴いますので、われわれも、
やはり、買い手の消費者として運ぶ権利を持つて
おりますし、あるいは安全を求める権利を持つて
おりますし、あるいは言う権利も持つていてし、
情報を聞く権利も持つておりますから、消費者み
ずからも勉強はいたすつもりでございます。しか
し、なかなかその勉強が間に合いませんから、法
律はきびしくしたにこしたことはないと思うので
す。だけれども、この法律さえも通らないようだ
つたら今後どうなるだろうかということを感じる
ので、まだまだ言いたいことはありますけれど
も、あそこで邊で通していただければ、次の見直
しのときにはまたよくなるのじゃないだろうか、
こういう気持らを持つているわけでございます。
○中村(重)委員 時間が参りましたからこれで終
りますが、私は、この法律案は百四条にわたる
たいへん長文の法律案で、慎重に審議はいたして
おりますが、これをできるだけ早く成立させると
いう考え方であることを申し上げておきたいと聞
います。時間がございませんから、これで終わり
ます。

そういう点を私どもが考えますと、安全基準、これは三条で、国が特定製品については基準を定めるというふうに規定されております。ところどころの安全基準というのは、社会の進歩によつて常に更新され、変えられていかなくちやならないと思うのです。ところが、一たん政令できまりますと、なかなかそれを変えることはできない。それで、この二十五条の、先ほど触れられました型式承認を一年から七年の間で受けろ、いずれもこれは業界からの申し出を前提といたしておられます。八十九条では、改廃するときは審議会にかけろということになつておりますが、これは改廃しようとするときは審議会にかけるという手続の規定であります。

九十三条では、何人も申し出しができるといつておりますが、これも消費者からの申し出によつて主務大臣が適当な措置をとるべきだということが九十三条で規定されておりますし、あるいは十条の設置法の改正で、この審議会では審議するというように規定をされております。

しかし、いずれもそれは国の積極的な更新義務というのか改定義務というのをうたつていない。そういう点で一つの、下から要請があればといつ法体系になつておると思います。本来なら、国はこういう社会情勢を勘案して、安全基準というのを常に高度に保つような改定義務というものを持つべきではないだろうか、こう考えるのであります。が、この点について御意見を承りたいと思ひます。

それから三十五条で、これは危害防止命令の規定であります。御承知のように、これは特定製品に対しても表示を付されていないものを販売してはいけないとか、あるいは型式登録製造業者が安全基準に適合しないものを製造し販売してはいけない、この場合には緊急防止命令を主務大臣は出せる、こういうことになつておるわけであります。が、条文等を見まして、条文の規定が非常にきびしいのですね。「危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の拡大を防止する

ため特に必要があると認めるときは、「こういうふうに非常にまびしく、危害防止命令についてなかなか発動できないよう重いふたがぶさきておる。こういう点を産構審の審議会等で、どういう御意見があつたらうかと思うのです。この危害防止命令といふのは、必要があればもつと大胆に発動できる体制が必要ではないか。あまりくどくどと、ふたを二重にもかぶせてねって発動できないような感じがいたします。審議会の審議の経過なりを御参考に発表していただければ幸いと思います。

令です。これは特定製品を除く消費生活用品に欠陥がある、これまで「一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する危険がある場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、」といつて「製品の回収を図ることその他その製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の拡大を防止するために必要な急患の措置」を設けています。こういつて回収命令、回収をはかるよう緊急命令が出せる。これなんかも、この条文のどこかにウエートを置いて解釈すれば緊急命令はほとんど発動されないんじゃないだろうかという感じがするわけでありまして、これまた二重、三重の発動で動ききれないような、要するに、消費者の保護に重点が置かれていない規定のように感ずるわけであります。この点について御意見を承りたいと思います。それから、これは先ほども触れられました九十三条であります、何人も、主務大臣に対してその旨を申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができます。これは今までの他の法令に比較しまして、いわば一步前進の法律であります。

れているわけであります。自動車の安全基準、型式承認ということでも公表する義務はございませんが、これはここで公表の義務を規定したほうがさらに消費者のためにもう一步前進した法案ではないか。これをはずして行政措置にまかせたといふことは、どうもこの点で画竜点睛を欠く感じがいたします。その点について、参考人の御意見を順次お聞かせ願いたいと思います。

○竹内参考人　いまの御質問の第一点につきましては、これは私の最初の陳述のときにお話をいたしましたから省略いたしますが、第二点の危害防止命令はなかなか發動できないのではないかといふ御心配については、私もそう思うのですから先ほど申し上げたのですけれども、具体的に政府は何を想定しているかということでもつて私たちちは判断したいと思うのです。たとえば、先ほども引き合いに出しましたけれども、コカコーラの改善しましたといって出してきたびんが依然として破裂をした、そして人身事故が起こつておる。あいつた場合に、この八十二条を今後発動するつもりがあるかどうかということでもつて、私たちには、政府はこの八十二条の運用をどういうようにならえているかということを判断したいと思うのです。

それから、三番目の公表の義務つけは、私もそういう意味で先ほど申し上げたのですけれども、これは法律的に法文に書く場合にえらくめんどくなことがありますから、私は法律の専門家でないのでも存じませんけれども、当然行政庁としては公表の義務を負うべきであるというように私は考えます。

○渡辺参考人　お答え申し上げます。

第一の安全基準につきまして更新の期間が一年から七年というような条文で書かれているわけですが、ますか、相当進んでくると思うわけでござります。したがいまして、初めてきめられた基準がある時代がたまますとあまり効力を發揮しないと

う思つてゐるわけでござります。

それから、危害防止命令とか、あるいは緊急命令を発動する場合には、法律では相当厳正な縛り方をされている、これについてどうかという御質問でございますが、私たちいたしましても、この法律の実際の運用にあたりまして、どの程度になつたときに緊急命令あるいは危害防止命令が出るのか、まだ詳しく聞いておりませんのでわかりませんが、当然われわれといたしましては、その危害といふものが一般消費者といいますか、多數に広がり、危険な事故が続々起きてくる、こういうような状態を考えますと、発動につきましてはなるべく積極的にやつていただきたいという希望はございます。

それから公表のこととございますが、これは義務的にされるかどうかは別といたしまして、おそらくそういうようなものがあつたとすれば、当然行政官庁におきましても公表その他適切な措置が講ぜられるのではないかどうかというふうに考えております。

○大友参考人 ちょっと頭が混乱しておりますからお答えにならないと思うのですけれども、危害発生のおそれがあるという場合、いろいろな意見が出来ました。一々申し上げているととても時間がたいへんなのですが、やはりこういうことばに結果的にはならざるを得なかつたようだとうのござります。

それから、重大な危害ということが、消費者にとってはどこからが重大な危害でどこからが重大でないのかという疑問が非常に多く出たことは事実でございます。

それから、公表をしてもらいたいというのはやはり売り出して、その後で回収命令を出すといふことは、国の経済という面から考えてもまことにます。

それと、まあ私個人でございますけれども、やはり消費者の意見が圧倒的だったようだつたように思いました。

に不當じゃないだろか。また、公害がいま非常によく、私どもはどうしたらば公害を追放をやつておりますのに、こういうむだな製品をつくり回収をさせるということはやはり本当に多い。だから私から言わせれば、生産財そのものから、もう最初に研究して公害を出さないようにしてほしい、こう思うわけですけれども、とにかくこの法案が通らないことは見直しも何もできませんので、第一段階としてはこれは通してほしいと思うわけでござります。

○浦野委員長　板川君に申し上げます。

時間がぎりぎりですから、適当に御質問いただきたいたいと思います。

○板川委員　それでは、これで失礼をいたします。

○浦野委員長　岡田哲兄君。

○岡田(哲)委員　三人の参考人の皆さんにはそれぞれ消費者の関係を代表する方々でござりますので、そういう立場で特に三人それぞれ御意見があつた場合にお聞かせいただきたいと思うわけあります。

まず最初に、未然にとの防止をするということが大事ではないかというふうに私は考えておるわけでございます。特に最近のように非常に多種多様な新製品が市場にはんらんするような状態があるので、特定製品以外にも欠陥によって事故が起こる場合が相当出てくるのではないかという心配を私はいたしております。

そこで問題は、従来の経験から見ますと、起つてからこれはたいへんということでお手をとるということがやられてきておるのであります。問題は、被害が起こる以前にそういうものを何らかの形で措置がとれるというふうにしたらどうだろうか、こういうふうに思うわけであります。もしも知恵がありましたならこの機会に教えていただきたい、こういうふうに思うわけであります。

○大友参考人　別に知恵はございません。知恵はございませんけれども、私どもが消費の学習をしております場合でも、未然に何とか國の力なし

あるいは地方自治団体の力なりで食いとめられるものならばそうしてもらいたいというは万人の願いだと思うのです。ところが日本は、資本主義、自由主義の経済でございますから、それをあまりにきびしくするとやはり大企業だけが得るようになつてしまふこともあるんじやないか。だから、あまりそういうことも私たちとしては言えない。しかたがないからまあ特定製品から始めでもらおうじやないか、それにはやはり基準をきびしくし、それから特定基準の品目を多くしていただけ、そしてなるべく早くやつていただきたい、こう思つています。

それと同時に、私どもも団体自体の中にモニターレイを置いております。そして団体の中で討議をして、これはおかしいと思ったものは早くこれを申し出る。やはり民間も賛くならないとなかなかできなわけでございます。

それと同時に、今後の学校教育でございますが、私どもが習う学校教育というものは、消費者教育というものは家計簿のつけ方とか、そういうものばかりが多かつたのですけれども、少なくともこれからはやはり小学校時代から学習の中に消費者教育あるいは実験というものを入れて、いつでも科学的な目を持つたせるような方向に行かなければならぬと思います。

○岡田(哲)委員 先ほど、渡辺さんだと思うのであります。事前の防止ということについてちょっと触れられておったと思うのであります。この法でございますが、もしこれ以外にもさらに適切な事前の措置というものがありましらお聞かせ願いたいと思うのです。

○渡辺参考人 この事前のチェック制度というものは、われわれも商品テストをやっております場合に、やはり出回った商品をきめられた一応の基

準によってこれが危険であるかどうかということ

でチェックしているわけでございますが、新しい商品といいますか、これは全然今までなかつた商品、奇想天外なものが出てくるということは考えられないわけでございます。そうしますと、類似な商品というものが当然出回つてくるわけであります。そのときに安全基準というものができている

商品分類ですか、そういうものが数が多ければ多いほど、新製品が出る場合にその安全基準にひつかかっていくのではないだろうか、こういうふうに考えておりますので、まあ消費生活用製品でございますが、なるべく広範囲に安全基準というものができるということがある意味における危険な新製品の防止に役立つのではないだろうか、こう考えております。

○岡田(哲)委員 竹内さん、何かございませんか。

○竹内参考人 未然防止のためにといって、きめ手はこれというものはないと思いますけれども、教育というのは家計簿のつけ方とか、そういうものばかりが多かつたのですけれども、少なくともこれからはやはり小学校時代から学習の中に消費者教育あるいは実験というものを入れて、いつでも科学的な目を持つたせるような方向に行かなければならぬと思います。

○岡田(哲)委員 これは私が今まで仕事をやつておつて感じたことですけれども、同業者の良心的な通報、こういったものは非常に役に立つと思うのです。

いまは不正競争防止法という法律がございまして、同業者とのことを言うと引っぱられるというわ

けで、オフィシャルには一切言わないのです。だけれども、これは業界全体のために黙つていられないと、いうことで、私たちにひそかに教えてくれると思います。この間も私、質問の中に強くその点は要請しておつたのであります。いままでの通産省の宣伝のやり方は非常にへただ、こういう立場を私どつておるわけであります。PRのやり方を消費者の皆さん方、特にこういうふうにしてもらいたいというものがありましたら、この機会にお教え願いたいと思うであります。

○大友参考人 資料が非常に不足でございます。

ですから、資料をたくさんつくって配付していただけたいと思うわけでございます。

それともう一つは、消費者は非常に意識の差があるところが、やりますけれども、そ

うかかるからいやだ、こう言う。その点は、私たち非常にジレンマを感じます。

それから第二点は、企業の従業員が、ネーダーが言つたように、いわゆる内部通報ですね、こういったものが私たちのところへ、現に幾つも来ております。電気製品だと三角Tという型式承認ですか、おもちゃの場合にはST、今度の場合はSG、

おられます。電気製品についても言っております。そういうのは、従業員として、公になつてもかまわないという腹をきめて言ってくる場合はよろしいのですけれども、やはり首になつては困るからという条件つきで言つてこられた場合に、非常に私たち取り扱いに苦慮いたします。それをそのまま役所へ持つておきますと、会社は、そのニーズソースはどこなんだということになります。

そこで、非常にめんどうな問題が起つておるので、非常にいたことをどうして処理すればいいか、こういったことをどうして処理すればいいか、それは、私たち非常に悩んでいる問題なんですが、これは皆さんでまだお考えいただきたい。

最後に、消費者の通報ですね、これは先ほど申しましたけれども、通産省のおつくりになつた日安箱、これを本気になって活用する気持ちがあるならば、どんどん消費者のほうから通報してくると思います。これは通産省のお考え次第だと思います。

○岡田(哲)委員 次に、せっかくこういう法律ができたにもかかわらず、それが消費者の間に非常に徹底を欠くというようなことが起こつた場合には、たいへん自白自賛といいますか、絵にかいだもちというごとに終わつてしまふと思うのであります。この間も私、質問の中に強くその点は要請しておつたのであります。いままでの通産省の宣伝のやり方は非常にへただ、こういう立場を私どつておるわけであります。PRのやり方を消費者の皆さん方、特にこういうふうにしてもらいたいというものがありましたら、この機会にお教え願いたいと思うであります。

○渡辺参考人 いまの先生のお話は、私のほうでござりますが、私たちも消費者協会でいろいろ教育事業なんかやつてゐるわけでございますが、教育事業なんかもやつてゐるわけでございます。

いつかあるものを周知徹底させるかということにつきましては、非常にむずかしい問題がござりますが、政府におきまして、予算その他の制肘はございましまよけれども、やはりPRという

バラエティーに富んでおります。したがつて、安全ということをだれでも望んでいるのですけれども、その安全のマークはみなものによって違うわけです。電気製品だと三角Tという型式承認ですか、おもちゃの場合にはST、今度の場合はSG、

これを覚えるだけでも容易じやないのでございます。ですから、混乱を起さないように、今後の見直しのときに何とかシステム化していただきたいと、このマークを見れば安全だということがすぐ理解できるような行政体制といいうものがあつたほうがいいように私自身は思つておるわけでございまます。

それともう一つは、安全でないものをつくりつておいて回収するということは、先ほど申し上げましたように、たいへんに不経済でございます。ですから、やはり業界のモラルといいうものが第一番です、これは行政指導が必要だと思ひますが、同時に私たち取り扱いに苦慮いたします。それをそのまま役所へ持つておきますと、会社は、そのニーズソースはどこなんだということになります。

あとで回収するということは、先ほど申し上げましたように、たいへんに不経済でございます。で、これは行政指導が必要だと思ひますが、同時に日本の罰則があらゆる面で非常に甘いといいます。それでほしといつても各法律との関連がありますから、そこはできないでしようけれども、もつとさからそはできないでしようけれども、もつときびしい態度を取つてとつていただいたほうが、あとになつて倒産させられるよりは、未然に防ぐ方法としていいのじゃないだらうか、こう思つております。

○渡辺参考人 いまの先生のお話は、私のほうでござりますが、私たちも消費者協会でいろいろ教育事業なんかもやつてゐるわけでございますが、教育事業なんかもやつてゐるわけでございます。

ところが、一般消費者といいますか、わりあい無関心の方が多い。この人たちにいかに安全マーカーとかいうものを周知徹底させるかということにつきましては、非常にむずかしい問題がござりますが、政府におきまして、予算その他の制肘はございましまよけれども、やはりPRといいうことについても、だれでも望んでいるのですけれども、その安全のマークはみなものによって違うわけです。電気製品だと三角Tという型式承認ですか、おもちゃの場合にはST、今度の場合はSG、

極的にやつていただく、何しろ地方公共団体のほうがより一生懸命にやつていただきませんと、中央だけでやろうというのはなかなかむずかしいだらうと思いますので、ぜひ地方公共団体で大いにこの問題につきましてPRしていただきたい、こう思っております。

○竹内参考人 いまのPRの問題ですかね後藤
にそういうことを申しますと、まず自分でもつて
パンフレットをつくったり、何かそういうことで
ないとPRでないというようにお考えになるらし
いのです。それで予算がないから困るということ
なんですねけれども、私たちが考えますのに、ほん
とうの意味のPRということは、なまなましい事
実を知らせるということが一番ではないかといふ
ように思うわけです。
いままで苦情処理の結果は、たとえば国民生活
センターだとか各地の消費者センター、そういう
ところでもつて苦情処理についての報告がござい
ます。これは苦情があつてこういう処理をしたと
いうその実績の報告なんです。それで完結してい
るりっぱな資料であるには違いないのですけれど
も、私たちは、ほんとうの意味のPRというの
は、こういう事故があつた、あるいはこういう通
報があつたということをそのままみんなにぶつけ
る、これは少しオーバーな言い方をすれば、警察官
が公開捜査というのをやりますけれども、ああい
った方式で、でたらめの通報じゃ困りますけれど
も、ある程度信憑性があると見たならば、こうい
う事故の通報があつたぞということを知らせられ
ば、ここにもあつた、あそこにもあつたといつ
て、みんなが気がついでまた言つてくるというよ
うになるだろうと思うのです。そういう形でやる
のがほんとうの意味のPRじゃないかと思うので
す。その場合には、利用するのはマスコミです。
自分で予算を使ってパンフレットをつくることだ
けがPRだという考え方、もう古いのではないかとい
うようになります。

○蒲野委員長 神崎敏雄君。
○神崎委員 初めに私は、参考人の三人の方々に心から御苦労さまというございさつを申し上げるとともに、ひとつ御意見を伺い、それから訴えた
い。

時間が十五分なんですので、私も簡単にお尋ねするつもりですから、御答弁もひとつ簡潔にお願いいたします。往復十五分しかございませんので、この点をお願いいたします。

○神崎委員 先ほどからたびたびコカコーラの実例も出ておりましたが、御存じなかつたら一つの実例を簡単な読み上げて、認識をしていただい
て、ひとつ手を打っていただきたい。

○大友製薬人　お答えいたします
合成洗剤は、いま私どもの全地婦連では問題になつております。それで、その問題は、A B Sというものが皮膚に影響するのじゃないだらうかということと、これにかかる安全な粉石けんというふうなものを用ひるがうか、う舌こなつ

用製品安全法の必要性」という薄いパンフレットでも行つておると思うのですが、この「消費者生活中に、一般消費者の生命または身体に対する危険の発生の防止とか、生命または身体に重大な損害を生じた場合とか、こういう文言が十カ所も出てくるのですね。したがつて、私たちの命にかかるべきわめて重要な問題である、このように思ふわけです。

先ほどから渡辺さんも、安全性について気をつける、苦情はよく聞く、こういう話をされておつたのですが、先般われわれが当局からいたいたものには、何と苦情が三千六百三十六件あるのです。その中で、先ほどから公表せいいと皆さんはしゃつているので、私たちもそういう考え方ですから、この三千六百三十六件を全部公表せいいといふことを資料要求いたしました。そうすると、これまで皆さんのところに行っておるかどうか知らぬが、いまこの席上で、私の要求で違反電気用品一覧表というものが出来ております。

そういうことで、通産省が現在握っているだけでも八百件ある。こういうようなことでございますので、家庭用品品質表示審議会の委員であられた渡辺さんになりますが、いま巷間一番問題になつてゐる大きな問題の一つは合成洗剤ですね。中でも資生堂が製造販売しておりますと、これは安全なのか危険なのか、御

というのは、これは島根県の斐川町の金森病院で起つた最近の事件です。この病院では、食器や野菜洗いにこのクリーナーを使用したのです。これは昨年の十二月に購入いたしました。ところが、これを使用しておった給食担当の女子従業員三名が、一月中旬から手や顔が赤くはれ上がつて、湿しが出たのですね。ひどい人は湿しんのために目が見えなくなり、一ヶ月余り休みましたが、それでもよくならないで、松江市の病院で治療を受けました。そして県の消費センターニに洗剤の分析調査を依頼しました。そうしてセンターを通じて資生堂の島根販売店、これは松江市にあります、これに連絡をいたしました。そうすると、会社側は、道義的な責任は感ずるといつて、そこ八木という常務がこの三名を訪れまして、三名に対し十万円——先ほどコカコーラ一箱持ってきてといふ話がありましたが、十万円を見舞金に持つてきました。

ところが、この三名は、これは受け取らずに、先ほど皆さんおつしゃつてゐるように世論に訴える、そういう立場から、被書者は、まず一に、洗剤の追跡調査を実施し公表せよ、二番目は、同じ製品の成分を分析すること、三番は、企業責任を認めること、四番は、成分表を明示し、使用法もわかりやすく説明すること、お金を取らないでこのことを要求しました。問題のクリーナーは同社の東京の向島工場の製品ですが、これの入れもののかんには、N二三〇を加えたソフトタイプ、すなわち手荒れ防止剤配合というやつですね、こうい

のを利用したからどうだかともいふが、島根県その他二、三の県ではすでに粉石けんを利用しているようでございます。私も二、三年前でしたか、新聞に報道がありまして、手を洗つて、そして金魚の池へ入れたら金魚が死んじゃつた、そういうことがありましたとして質問したことがありまして、金魚が死んだ原因は、私はやはり好ましくないでありますから、今後はこれはなるべく使わないほうがいいだらうということを考えております。

以上でございます。

○神崎委員 そうすると、資生堂のクリーナーといふのは有害であるというふうに理解をいたしました。

次に、これも身体安全に関連いたしまして、少しうるさいですが、これは竹内先生にお伺いします。

特に私たちの身の回りに直接大きな影響のあるP C Bですね。これは御承知のように熱や酸、アルカリに強くて水に溶けにくいので非常に効果がある、そういう形からこのP C Bの使用は非常に広く利用されております。自然界にこのP C Bが一たんあらわれると、人体にきわめて強力な悪影響を与える。この前も委員会でだいぶこのことでやりとりをやつたんですが、訴えを含めて御意見を聞きたいのです。

絶縁油として使つてゐるのですが、特に新幹線それから地下鉄、この電車のパンタグラフでござりますね。パンタグラフにこういう箱がござりますね。これが全部P C Bなんですが、この場合カネクール一〇〇〇、それからアクロールT一〇〇一

見解をまずお伺いしたいと思ひます

○渡辺参考人 はなはだ申しわけないのですが、

切書かれておらない。注意書きがない。こういう

御承知のように、日本列島改造で新幹線を九千キロにすると、いろいろな人類に被害を与えるようなP.C.B.を拡散しているのに、さらに、これからこれが数百倍、数千倍、数万倍になればどういう形になつてくるかということが一つ。
いま一点聞きたいのは、これまたわれわれの身の回りに毎日のように接觸する蛍光灯、塗料、冷蔵庫、洗たく機、クーラー、電子レンジ、印刷用インキ、それから接着剤、床タイル、トイレットペーパーなどなど、あらゆるものにP.C.B.が関連しているのですね。いま問題になつてゐるカーテレビあるいはノンカーボン——このノンカーボン紙なんか、先ほどの洗剤と同じようにいま非常に問題になつておりますが、このP.C.B.と人体との安全性と危険性につわる御所見を簡単にひとつ御発表していただきたいと思います。

○竹内参考人 実は私も、いまのP.C.B.が電気製品に使われておるということで、ある電気メーカーの人と議論をしたことがござりますけれども、そのときに電気メーカーの人が言うのには、たとえば変電所で使う——あれは何ですか、私失念しましたけれども、その機械がP.C.B.を使うことによって容積が何分の一にもなるというんですね。非常な合理化になるといふんです。そのときに私、気がついたことは、そういう安定性の高い物質が開発されて、それがいろいろな工業製品に使われる。それはやはり合理化、コストの切り下げる点に気がつきましたし、そういう合理化ということをメーカーで考えられた場合に、そのマイナス面をあわせてどうして考えなかつたのかと聞きまつたら、自分

たちは電気メーカーだから、それはよろさんがお考えになることでしょう、それは法律で禁止されない限り私たちのはその合理化を追求する、それだけですというような答えが返つてまいりまして、がく然とした記憶がござります。

最近、通産省がそういう特定の化学物質の製造についての規制をしようという法律をお考えになつてているということを聞いたのですが、あのカネミのライスオイルもこのP.C.B.による被害などで、こういう事故が起つてから、そうして日本じゅうが汚染されてから気がついたのではもう手おくれなんですねけれども、まあ手おくれにしても、今後は一切、そういう新規物質については、いまの生物体にどのような影響があるか、そういう影響がマイナスに出る場合には、いかに工業製品の合理化に役立つとしても、それは使わせるべきではないという大原則が確立されないと、この事故は今後もまた起つてくるのではないかというふうに考えるわけです。

○神崎委員　あと二分しかございませんので、あと一つだけ伺います。

先ほど竹内さんは、行政運用の面で役所に対し非常に不信感を持つておる、こういう御意見を見て、二、三度発表されました。また、あらゆる点で、いまのやり方についての不十分さについて、おことばはやさしいのですが、心の怒りを私は感じて、私も同感の意を表しておきたいと思うのですが、特に御指摘になつた審議会のメンバーの中に業界人を入れるな、この強い、あるいは天下り入ることはやめろという御意見、これも同感です。

これも先般やつたのですが、特に中で強調していただきたいのは、ここに審議会の名簿がありまして。これを分析しますと、二十二人のうち十四人、いわゆる六四多が業界出身ですね。二十二人のうちの十四人、六四多がこの審議会のメンバーである限りは、先ほどからおっしゃっている、特に竹内さん、大友さん、きょうお越しの御三人の御意見などを強力に反映をしていただいて、先ほどの冒頭に申しましたように、単なるマークを張る

とか、チェックするとかいう技術的な問題とか小手先の問題ではないに、抜本的な人間の命を守るという一きょうまでわれわれは無事に生きてまいりましたけれども、あすから将来に向かって、あるいは後世の人たちの命を守るという立場から、消費生活にまつわる製品に対する安全性についての審議会委員の立たれている位置、それからつとめられる任務、性格是非常にきびしいものであるということを、失礼ですが御認識していただきまして、どうかひとつりっぽな形に私たちのまわりを守つていただきたい、これを希望申し上げて終わります。ありがとうございました。

○大友参考人 消費者の代表として非常に責任を感じます。しかし私は、政府の責任がより重大であると思うのです。

一九六二年にちょうどアメリカに参りましたときには、カールソン女史が、殺虫剤のDDTのようなものは非常に人間に影響があるということで、エコロジーの立場から「沈黙の春」という本を書かれました。それを読んだケネディ大統領が、さっそく調査をさせて全面的に禁止をされたといふ話をたいへん感動深く聞いてまいりました。その点から申しますと、日本の政府も例外ではないはずで、政府自体の態度もはつきりしていただくな必要がある。私たちももちろん責任を感じますけれども、やはり国と民と業界と三者一体にならなければ、効果はあがらないと確信しております。

○神崎委員 ちょっと一分間。

その点については、これから公害対策委員会とか、先般のこの法律のときに、通産当局や関係当局に、われわれの立場として、国民の代表としての意見は十分申し、さらに今後、私たちはその立場で追及してまいりますから、どうかひとつ、中からも積極的にやっていただきたい、こういうことをお願いして、終わりたいと思います。

○浦野委員長 近江日記夫君。

○近江委員 参考人の方にお伺いする前に、一点だけ政府にお聞きしておきたいと思いますが、年間、新製品の数というのはどれくらいできるので

○村岡説明員 御説明申し上げます。
複雑多岐にわたります消費生活用製品全般につきまして新製品が年間何件あるか、はなはだむづかしい御質問かと思います。私どもも全貌をとらえてないということをございますか、各種の情報から、私どもがこの法律を立案いたしますときにとらえました新製品の数をかわりに申し上げますと、大体年間二、三百件ぐらいであります。ただし、その新製品というのが一体何かということが非常に問題でございまして、アメリカの法律では非常にきびしい定義をしております。エネルギーの変換形態の変更とか、あるいは従来使われたことのないマティリアルを使うとかいうぐあいに非常に局限されております。そういうような定義でまいりますと、件数が非常に減るかと思いますが、たまいま私が申し上げました数字はもう少し幅広いものをつかまえている。こう御解釈いただければありがたいと存じます。

○近江委員 それで工業品検査所に商品テスト部というのが今度できまして、四十八年度予算では千二百万程度政府は組む予定であるということを聞いておるわけですが、しかし、この法案の中身を見ますと、型式に至るまでいろいろところで検査するわけですね。こういうようなことで、法律はつくつても実際にこんな程度で動くかどうかということですね。こういうことについて竹内先生はどう思われますか。

○竹内参考人 私もその点を非常に心配するものですから、先ほど来数々申し上げているわけなんですけれども、いまお話しの予算面におきましても、こういうことで、はたして法律の目的が達せられるんだろうか、非常に心もとなく思つておる一人でございます。

○近江委員 私も、竹内先生おっしゃったように、こういうことは法案をつくってもほとんど機能を停止する、ほんとうに消費者のそういう立場に立つてこれを充実していく上におきましては、も

つと政府は本腰を入れなければいかぬと思うのです。われわれ国会でもこの点はやかましく言つていいきたいと思つておりますし、消費者代表の先生方からも、この点は政府に対してやかましく申し入れもやつていただいて、われわれ国会と消費者の皆さんと団結して、さらにつこの充実ができるようにお願いしたいと思うのです。

それから常時監視の体制ですね。これは要するに、何かあれば大臣に言つてこいということが法案にも盛られておるわけですから、政府はもつて職仕するという立場からすれば、政府はもつと常時監視という強い体制で臨んでいく必要があると思うのです。その辺がどうもこの法案を見て非常にばやけておるわけですね。この常時監視という体制について先生方に具体的に何かいいお考えがありましたら、お教せいいただきたいと思うのです。三先生からひとつよろしくお願ひしたいと思うのです。

○渡辺参考人 先生のおっしゃるとおり、常時監視という体制が整えば非常にいいわけでござります。試買検査というものが当然今後行なわれると思いますが、こういう試買検査を積極的にやつていらっしゃる三先生からお話を伺つたのですが、先ほど私は私も同感でござりますので省略ますが、先ほども、高度な技術はまだ持つておらないように思つていますが、やはり技術者の養成をするといふこと、そしてなるべく技術者を多く配置しましてそしてやつていただく、こういうことがよろしいんじゃないかと思つております。

○竹内参考人 大友参考人からお話しのあった件は私も同感でござりますので省略ますが、先ほども、ちょうど申しましたけれども、同業者がいまのところ不正競争防止法というのをえらくこわがりまして、一切言わないという、これは法律の解釈について、一ぺん政府でもって、こういう趣旨でこういう範囲であるならばいいんだということをはつきり示していただければ、同業者は良心的な通報はすると思うのです。これが私はいま一番のネックになつてゐるのじやないかと思うのです。アメリカでは、御承知のようにベター・ビジネス・ピューローというものがございまして、同業者同士でお互いに相互監視をするというシステムが、日本の場合、そういうことを書くと商品のイメージが落ちるから困ると言つておられるわけです。これは私たちがタッチしたことですかれども、台所用の合成洗剤について、子供の手の届かないところへ置けとか、あやまつて飲んだら吐かして医者へ連れていくとか、そういうふうな方法でどういうふうにするか、ということにつきましては、われわれ消費者団体としてはなかなかむずかしいわけでございますが、ただ御存じの

とおり、先ほど御紹介申し上げましたように、苦情というものが、ある意味におきまして、われわれが気がつかない、あるいは政府も気がつかないようななかつこうで出てくるわけでございます。それを取り上げますことによりまして、すぐ対応であります。この苦情処理という方向も一つの大きな、常時監視体制の補完措置とすれば重要な仕事だらう、こういうふうに思つております。

○大友参考人 常時監視というのは非常にむずかしいのでございまして、やはり地方自治体の権限を強めるということが第一点じゃないかと思いまして、常時監視といふことには、もう二度と経営体として立ち上がりえないという、そこを事実でもつて見せつけるしかないのではないかというように思うわけです。

○近江委員 それから、この表示の問題につきましては、大友先生からも先ほどお觸れになつたわけでございますが、カナダ等におきましては、たとえば爆発するものは爆発する繪が書いてあるわけですね。一目りょう然でわかる。そういうように諸外国では非常によく知恵を働かしているわけです。わが国では、どうもむずかしいことばで書いてあります。それが、やはり技術者の養成をするといふこと、そしてなるべく技術者を多く配置しましてそしてやつていただく、こういうことがよろしいんじゃないかと思つております。

○竹内参考人 日本でも、たとえば繊維製品については総表示という、これは非常に好評であるようですけれども、そういう視覚に訴えるという形での表示は、これからますます開発していくかなくてはいけないと思います。

それからもう一つは、アメリカなんかでは、危険なものはデンジャーと書いてあるんですね。危険なことははつきり赤い字で書くとか、そういうことを平氣でやつております。ところが、日本の場合は、そういうことを書くと商品のイメージが落ちるから困ると言つておられるわけです。これは私たちがタッチしたことでやられるところに困るのじやないかと思うのです。その辺についてほどのようにお考えですか。これは

ござあれは載つけるようになつた。業界は役所から強姦されたと言つておりますけれども、そういうセシスなんです。ですから、これは業界人の頭におけるペナルティーをきびしくかける、そして少しでもそういう事故を起こした場合には、もう二度と経営体として立ち上がりえないという、それを事実でもつて見せつけるしかないのかというように思つております。

○近江委員 それから、この協会の問題でありますけれども、今後運用をうまくやってくれればいいわけですけれども、私たちは決して業界の立場には立たない、消費者の立場に立つて常に政府に對して意見を言い、それを実現できるように促進をしておるわけです。たとえば零細のところが新製品を発明した、開発をした、消費者のためになれば、ところが、そういうものを売られると、大企業といふもののが大企業によって痛めつけられる。そこで、いまわが国においても、自主技術の開発といふことが大きな技術革新の目玉になりますけれども、それを実現できるように促進をしておるわけです。

しかし、業界の中にも、大企業と中小企業、零細企業といふものがある。常にこの中小企業や零細企業といふものは大企業によつて痛めつけられる。そこで、いまわが国においても、自主技術の開発といふことが大きな技術革新の目玉になりますけれども、それを実現できるように促進をしておるわけです。たとえば零細のところが新製品を発明した、開発をした、消費者のためになれば、ところが、そういうものを売られると、大企業は非常にマイナスになる、こういう場合、そこでいろいろと協会といふものを利用して圧力をかけたり出したりをさせないというような、そういうことも、将来は、これは非常に悪い考え方かされませんけれども、あり得ないとも言えないわけですね。中小企業、零細企業といふ立場からいきましても、そういう心配な点も一つあるわけです。そういう点で、協会の運営といふことはいろいろな問題が今後出てくるのじやないか、私このように思つわけです。

そういう点、消費者代表の皆さんとして、中小も零細も大企業も、もちろん安全といふ点からいければ何も関係ないわけですが、しかし中少、零細の保護という立場からすると、それが変わられるところに困るのじやないかと思うのです。そういうふうにやられるところに困るのじやないかと思うのです。それは私たちがタッチしたことでやられるところに困るのじやないかと思うのです。それは

○渡辺参考人 安全協会の設立は、この法律の趣

販売から申しまして消費者保護の立場から当然でござるものだ、こう思つておるわけでございます。したがいまして、運営につきまして消費者の立場に立つた製品ができるようなときに、それが中小企業だからどうだといって圧力をかけるようなことは本末転倒もはなはだしいだろう、こう思うわけですが、さります。

しておりました百円の化粧品の内容が、わずか百円と千三百円で中身は二十八円八十五銭しか違わない、こういう現実がテストの結果わかりまして、それをP.R.いたしましたら、たいへんに消費者が信用するようになり、やはりブランド買いはあまりうまくないということがいまわかりつつあるようでございます。

れども、これが非常に時期的におくれてもますございます。先ほど竹内先生からは、半年、一ヶ月かかるというようなお話をございまして、こういう具体的な損害補償の問題、こういうものをどうかのように取り上げられるか、またいままでに解決された事例があるかどうかですね。

かつたのは、やはり消費生活センターであるとか、あるいは県の窓口、それから婦人団体の窓口などというわけでございまして、市町村の窓口を利用しているということが少ないので、それは、市町村で窓口をつくっていないところが非常に多いということです。それと、同じ市町村の中でも、商工課が窓口をつくっているところと、あるいは

○稻村(佐)委員長代理 松尾信人君。
○松尾委員 さよう御参集いただきました三人の参考人の方々は、かねがね消費者を代表いたされ

ましていろいろ問題の処理に当たつていらっしゃるわけがありますが、今回この消費生活用製品安全法という法律をつくっていきたい、これで一応政府としましては、この法律のもとで、政府また地方公共団体、それから安全協会というような体制をひとつつくっていくわけであります。

護ですね、これはどこにまで消費者者が行つたらいいか、その苦情の処理の問題ですね。先ほどお話をのとおりに、端緒を早くつかむというような問題がありますので、消費者は「一体私はどこに行つたらよかるうか」というのが偽らざるところであるうと思います。ですから、消費者としましても、消費者団体としましても、政府からうとつと法律に基づいてそのような体系ができておりますように、お取り上げくださる皆さまのほうにおきましても、消費者の窓口をきちつきちつとはつきり今回はおつくりなさつていいくことがます必要であらう。いまでもそうでありますようけれども、今後は、この安全法に関する限りは特にそのような傾向をおとりなさつたがいいのではないか、こう思うのであります。要するに運用の問題であります。でありますから、消費者というものはまずどこにいらっしゃい、このようなことをはっきりお教え願うようになつておるかどうか。

れども、これが非常に時期的にねくれてもますますござります。先ほど竹内先生からは、半年、一年かかるというようなお話をございまして、こういう具体的な損害補償の問題、こういうものをどうよろしく取り上げられるか、またいままでに解決された事例があるかどうかですね。

〔稻村(佐)委員長代理退席、委員長着席〕

今後は、特に私はこの苦情処理の機関として皆さま方の大きな努力というものが非常に必要がある。消費者というのは、ほんとうにありますから行つてうまくできました、ほんとうにこれで問題が解決してよかつたというようになりますんと、この法の運営というものはうまくいかぬのではないか。片方の政府の機関だけではなかなかうまくいきませんよ。それを取り上げる、そして地方公共団体ともいろいろ当たる、また消費生活センター、そういうものとも皆さま連携をとられ、企業のほうに対しても、皆さまのほうでも、事故のやども、今までの苦情の取り上げの実情と、今迄こつた消費者の代表としていろいろ当たられる、そして問題を解決するというようなことも私は、要であろう、こう考えておるわけでありますけれども、いままでの苦情の取り上げの実情と、今までの質問は全部終わりたい、こう思ひます。それであります、これはひとつ皆さま方の窓口をきちんと見て、このようにやっていくと、今後の運営のしかた、そうして法の目的といふことは、はつきりきょうお示し願いいた。それで私の質問は全部終わりたい、こう思ひます。それであります、これはひとつ皆さま方の窓口をきちんと見て、このようにやっていくと、今後の運営のしかた、そうして法の目的といふことは、はつきりきょうお示し願いいた。したが、消費者を守つていく立場を貫くところを逐次はつきりさせていこう、こう思つて古くからあります。よろしくお願いします。

○大友参考人　ただいまの御質問は、ほんとう大事なことだと思います。実は私は、昭和三十一度から何か学習する場合には、必ず実情の調査しまして、そうして問題点を把握しておったのを一つ、三回前のことです。それで、まず一つ目

かつたのは、やはり消費生活センターであるとか、あるいは県の窓口、それから婦人団体の窓口というわけでございまして、市町村の窓口を利用しているということが多いのです。それは、市町村で窓口をつくっていないところが非常に多いということです。それと、同じ市町村の中でも、商工課が窓口をつくっているところと、あるいは総務課とか別な課でやっているところとまちまちでございます。たとえば埼玉県の場合ですと、最初埼玉県は、県が消費行政をあずかるところとして商工部に置いたわけです。そうしますと、それをまねたところはいまもって商工課にあるわけであります。ところが、その後、県民生活部というものができますて、そのあとにできた市町村段階ではこちらの関係にできたというわけで、おそらく全国はまちまちじゃないかと思うのですが、何としても国の体制よりも末端の自治体制の確立が必要なんじゃないか、この点やはり行政指導をなさざることが最も効果的だという気がいたします。お答えになるかどうかわかりませんが……。

○渡辺参考人 先生御指摘のとおり、一般消費者が苦情を申し出る窓口というのはいろいろござります。これが多ければ多いにこしたことはございません。私のほうも全国に百ヵ所窓口といいますか、われわれの要請いたしました消費生活コンサルタンツとか、あるいは地方の消費者協会というところに窓口を置きましたし、苦情処理といいますか、苦情の申し出のしやすいようななかつこうで処理しておりますが、やはり日本は広いござりますので、あらゆる方法を通じまして、いま大丈夫か、あるいは婦人団体とかいうようなところをひとつともつと皆さんに知つていただくということ、まず必要だろうと思うわけですが、何といいましても、目さめた消費者となるべく多くすればほどぞういう問題を解決していく、一般無関心をなるべく早くこういう問題に目を向けさせたとわれわれも考えておるわけでござります。

理をやつておきました。いまいろいろ解決した例がございます。私が最後に先ほど陳述のときに申し上げましたが、玩具の例でございます。子供の遊びパンチでございます。おとなになると達いました、その場合に子供さんがそのパンチの玉でけがをしたという実例がございました。その機械を取り寄せましてもいろいろ調べてみたわけでございませんが、初めそれをそのままのメカニズムに持ち込みました場合に、絶対そんなものがこわれるわけがない、玉がですね。ところが、いろいろ私のほうで苦情を申し出た人たちとやってみますと、玉が空中でぶつかってこわれたというようなことで、そういう実例がございます。ですから、今後われわれといたしましても大いに積極的に苦情処理をやっていきたい、こう思っております。

○竹内参考人 私どものところは労働団体というニックネームをもらっているくらいでございます。毎日のように苦情が参ります。年間数百件に及ぶのですが、仕事の大半がこの苦情処理だといつてもいいかと思います。私どもは個々の苦情を個々の問題としてただ解決するというだけでなくて、変なことばを使っておりますが、苦情の社会化と申しまして、それを制度の改正とか、そういったことにつなげるというやり方で、たとえば役所に告発するとか申し入れをするとか、それから直接企業に申し入れをするとか、そういうような形で仕事をやっております。ですから、消費者の窓口だといつていいかと思うくらいやつております。

それから第二点の損害賠償につきましては、これは私どもが企業に、いまのコカコーラの破裂事故を例にとりますと、コカコーラ会社に私どもが直接手紙を出してどうするんだということはもちろん申しますけれども、ああいう人身事故の場合

に損害賠償額を計算するのはわりあいめんどなうなものですから、こういう場合には私どものグルーブの弁護士さんにお願いをして、その被害者の補償の問題はそういう形で解決をしてもらつております。そういうことをやっております。

○松尾委員 よくわかりました。それで、結局安全協会というのが向こう側へきちっとできるわけありますから、消費者もいろいろ考えますけれども、もう一つその段階までにひとつ皆さん方において安全協会みたいな、消費者がほんとうにやれる、またそこに行けば何でも解決できる、おまけに損害賠償の問題等も向こうに行けばなかなか弱いけれども、皆さんのところできちっとやつていただきたい、このようなことの方向に今後しっかりお進め願いたいということを申し上げておるわけありますから、これはどなたか一人だけつかりお進め願いたいということを申し上げたい、こう思います。

○大友参考人 民間が何のにも左右されないような協会がほしいということは、われわれ団体がいつも申しているのです。ところが、婦人は非常にけちでございまして、その資金がばく大にかかるもんですから、テスト機関をつくるということになりますとたいへんなお金が必要るために、それができないというのがまことに残念だと思います。おそらく将来は、民間の消費者団体が結集しまして出資してやりましたら、アメリカのようないいことは、たとえば東京都の消費者センターに分析をお願いするとか、そういうような形で協力を仰ぎまして仕事をやっております。ですから、いろいろ技術的に私どもしきりとでわからることは、たとえば東京都の消費者センターに分析をお願いするとか、そういうような形で協力を仰ぎまして仕事をやっております。ですから、消費者の苦情の窓口というのは、もう仕事全体が窓口だといつていいかと思うくらいやつております。

それから参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を述べていただきまして、まことにありがとうございました。御苦労さまでした。

○浦野委員長 以上で、参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べていただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

次回は、明十一日午前十時理事会、午前十時三分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

